

国不建キ第13号  
令和6年6月28日

建設業者団体の長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)  
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長  
( 公 印 省 略 )

公共事業労務費調査（令和6年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施されております。また、より効率的な調査とするべく、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査について昨年度に本格運用を開始したところです。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、今年度も昨年度同様、オンライン調査と書面調査との双方の対応を可能とするとともに、一部対面調査も残す形式といたします。貴職におかれましては、従前より回答数の少ない職種の単価設定の観点も含め、調査の精度、透明性を更に高められるよう、別添の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしく願いいたします。



## 公共事業労務費調査（令和 6 年 1 0 月調査）における重要事項

## 1. 今年度調査の調査方法について

今年度も昨年度に引き続き、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用する調査を実施します。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、今年度も書面調査との双方の対応を可能とし、一部対面調査も残す形式といたします。

## 2. 今年度調査における変更点

## ○法定福利費控除額における雇用保険に関する調査

法定福利費控除額における雇用保険の記入欄について、昨年度までは 9,999 円が上限となっていたところ、正確に実態を把握する観点から桁を追加します。

## 3. 棄却率の改善

令和 5 年度公共事業労務費調査では、約 2 割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

- ① 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認できる書類（就業規則等）
- ② 調査票への記入事項の根拠となる書類（賃金台帳及び出勤簿等）

## 【参考】主な棄却理由（令和 5 年度公共事業労務費調査結果）

- |                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| ・ 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない | ・・・約 12 千人(12%) |
| ・ 調査票への記入事項の根拠となる資料（賃金台帳等）がない      | ・・・約 7 千人( 7%)  |

## 4. 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として、現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成するようあらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されていない退職金等、不定期の賃金についても遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

## 5. 調査対象となる労働者について

調査対象労働者は以下のとおりです。

- ① 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事した労働者（下請企業が雇用した労働者も含みます）のうち、調査対象職種（51 職種）に該当する労働者（10月の賃金を調査します。）
  - ② 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつ表「職種一覧」のうち、\*印の38 職種に該当する労働者（9月の賃金を調査します。）
- ※ 38 職種については従前よりサンプル数が少ないため、9月も調査対象期間としています。

### － 調査対象労働者と調査対象月 －

| 調査対象工事に従事した期間の別 | 調査対象労働者      | 調査対象月            |
|-----------------|--------------|------------------|
|                 | 51職種に該当する労働者 | 10月<br>※従来から実施   |
|                 | 51職種に該当する労働者 | 10月<br>※従来から実施   |
|                 | 38職種に該当する労働者 | 9月<br>※H22年度から実施 |

### － 職種一覧 －

| 番号 | 職種名      | 番号 | 職種名       | 番号 | 職種名       |
|----|----------|----|-----------|----|-----------|
| 01 | 特殊作業員    | 18 | * さく岩工    | 35 | * 左官      |
| 02 | 普通作業員    | 19 | * トンネル特殊工 | 36 | 配管工       |
| 03 | 軽作業員     | 20 | * トンネル作業員 | 37 | * はつり工    |
| 04 | * 造園工    | 21 | * トンネル世話役 | 38 | * 防水工     |
| 05 | * 法面工    | 22 | * 橋りょう特殊工 | 39 | * 板金工     |
| 06 | とび工      | 23 | * 橋りょう塗装工 | 40 | * タイル工    |
| 07 | * 石工     | 24 | * 橋りょう世話役 | 41 | * サッシ工    |
| 08 | * ブロック工  | 25 | 土木一般世話役   | 42 | * 屋根ふき工   |
| 09 | 電工       | 26 | * 高級船員    | 43 | * 内装工     |
| 10 | 鉄筋工      | 27 | * 普通船員    | 44 | * ガラス工    |
| 11 | * 鉄骨工    | 28 | * 潜水士     | 45 | * 建具工     |
| 12 | * 塗装工    | 29 | * 潜水連絡員   | 46 | * ダクト工    |
| 13 | * 溶接工    | 30 | * 潜水送気員   | 47 | * 保温工     |
| 14 | 運転手（特殊）  | 31 | * 山林砂防工   | 48 | * 建築ブロック工 |
| 15 | 運転手（一般）  | 32 | * 軌道工     | 49 | * 設備機械工   |
| 16 | * 潜かん工   | 33 | 型わく工      | 50 | 交通誘導警備員 A |
| 17 | * 潜かん世話役 | 34 | * 大工      | 51 | 交通誘導警備員 B |

※ \*は38 職種を示す

※見習・手元等の労働者については、原則として調査対象外となります。各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。

※老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても調査対象外とします。ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

## 6. 標本の適切な分類について

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を対象としていますので、調査対象となった元請及び下請け企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行っていただいております。「相当程度の技能」を有しない「作業員」を「世話役」、「一般技能労働者」相当として扱うことで、「世話役」、「一般技能労働者」相当の職種の単価が下がることが懸念され、また、「作業員」についても、「普通作業員」と「軽作業員」を正確に区別することで、各職種の賃金支払い実態を反映させた単価設定を行うことが必要です。そのため、資格の有無や審査での聞き取りを通じて、従来にも増して職種の区分を厳格に確認しますので、ご協力をお願いします。

### 【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

#### (1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

#### (2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

#### (3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水土、交通誘導警備員 A

#### (4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

## 7. 公共事業労務費調査の協力義務について

公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載しておりますので協力をお願いします。

元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。元請企業は、一次下請企業との契約事項に「一次下請企業が調査の協力義務を負う旨」、「二次下請以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定める旨」を記載してください。

## 公共事業労務費調査の対象企業となった方々への留意事項

1. 調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解し、かつ必要な書類を確実に作成してくださるよう、以下の点に留意願います。

### (調査の目的)

本調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料を得るための調査です。

### (調査方法について)

- ・今年度も昨年度に引き続き、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用する調査を実施します。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、今年度も書面調査との双方の対応を可能とし、一部対面調査も残す形式といたします。

### (元請企業から下請企業への連絡・周知について)

- ・調査対象工事の元請企業は調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。また、オンライン調査の対象工事の元請企業についてもその旨を下請企業に早期に連絡いただくよう、お願いいたします。
- ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いいたします。

### (調査票等の作成・提出について)

- ・個人情報保護法が施行されており、調査対象工事の発注機関についても個人情報の取り扱いには留意しますが、調査対象者についても適切な対応をお願いいたします。
- ・以下の内容が満たされていない場合に、棄却されるおそれがあるため、調査対象者は、提出する資料について、あらかじめ下記の点についてご確認をお願いいたします。
  - ア 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週 40 時間以内となっているか。
  - イ 調査票への記入事項の根拠となる資料があるか。

### (説明会について)

例年、実施している調査対象者向け説明会を開催するか否かについては各地方連絡協議会で判断いたします。また、代替となる説明資料（オンライン調査に係る資料を含む）を、9 月中を目途にウェブサイトに掲載しますので、元請企業は下請企業に対して情報提供をお願いいたします。また、各企業においては事前に資料を確認し、調査の趣旨・内容等を正確に理解して調査にご協力いただくようお願いいたします。

2. 調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査対象者は調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

### (参考)

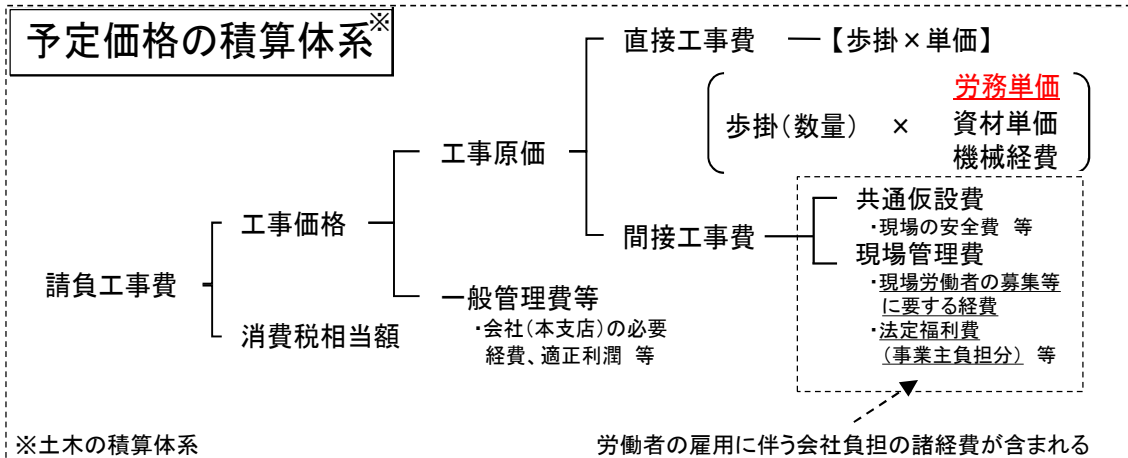
過去国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施した経緯があります。

# 公共工事設計労務単価の概要

参考資料1

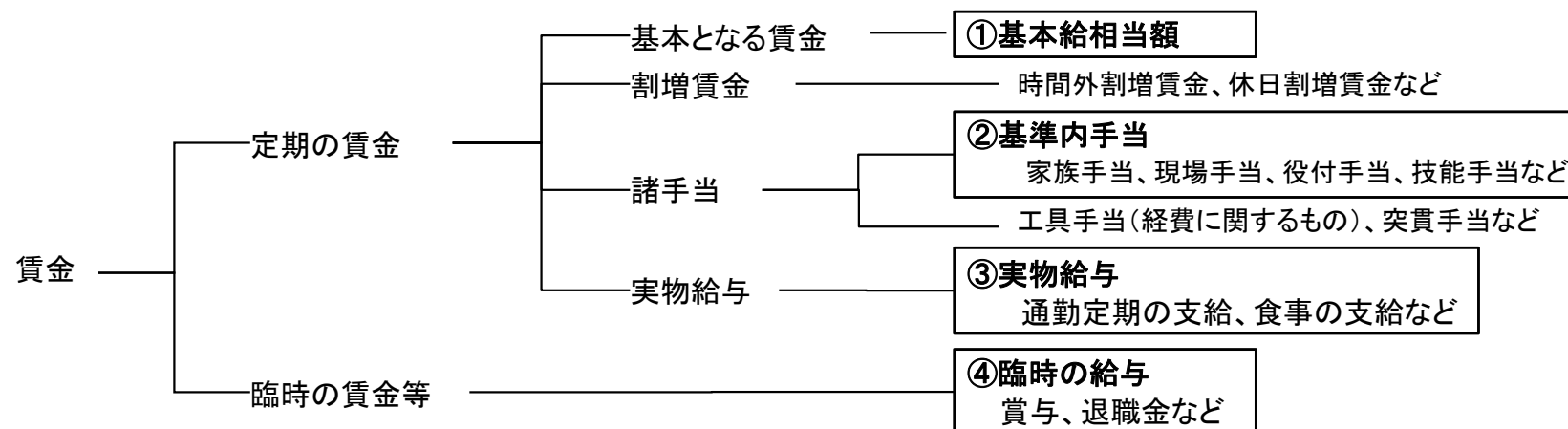
## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価  
(51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項  
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
  - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
  - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
  - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



# 公共事業労務費調査の概要

## 公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付 (9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

### オンライン調査



- ①調査対象企業が  
必要資料をクラウド上にアップロード。
- ②調査員がクラウド上で審査を実施。

### 書面調査



- ①調査対象企業が  
調査会場に必要資料を郵送。
- ②調査員が郵送資料の審査を実施。

### 対面調査



- ①調査対象企業が  
必要資料を持参の上、調査会場に直接来場。
- ②調査員が面接形式で審査を実施。

# 公共事業労務費調査(10月調査)、公共工事設計労務単価の決定の流れ

①

調査対象工事の選定、  
調査対象業者への通知(8月～9月)



②

現況調査の実施(9月～10月)



③

受注者及び下請会社において  
調査票の記入(9月～10月)



④

調査票の審査(11月～12月)  
※例年の審査期間は11月のみ



⑤

集計(12月～2月)



⑥

公共工事設計労務単価の決定・公表  
(2月)



予定価格の積算に使用(3月～)

○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注機関による協議会(地方連絡協議会)において調査対象工事を選定し、対象工事の受注者に通知

・全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の公共工事より、無作為に約10千件を抽出。

○各発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認

○受注者及び下請会社において、調査対象期間である10月に調査対象工事に従事した労働者のうち、積算に使用する51職種について、10月分の賃金等について調査票に記入し、調査票と確認資料のコピーを送付(少数標本職種は9月分の賃金も対象)

・調査対象者数:約11万人

・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

○調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握

・賃金台帳、就業規則等との照合・確認

・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却

○地方連絡協議会が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局:国土交通省)に審査後の調査データを提出

○公共事業労務費調査連絡協議会において、集計及び所定内労働時間8時間当たり賃金へ換算

○公共事業労務費調査連絡協議会において、都道府県別・職種別単価の決定・公表

# 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

## 全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比；+5.9% (平成24年度比；+75.3%)  
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比；+6.2% (平成24年度比；+75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

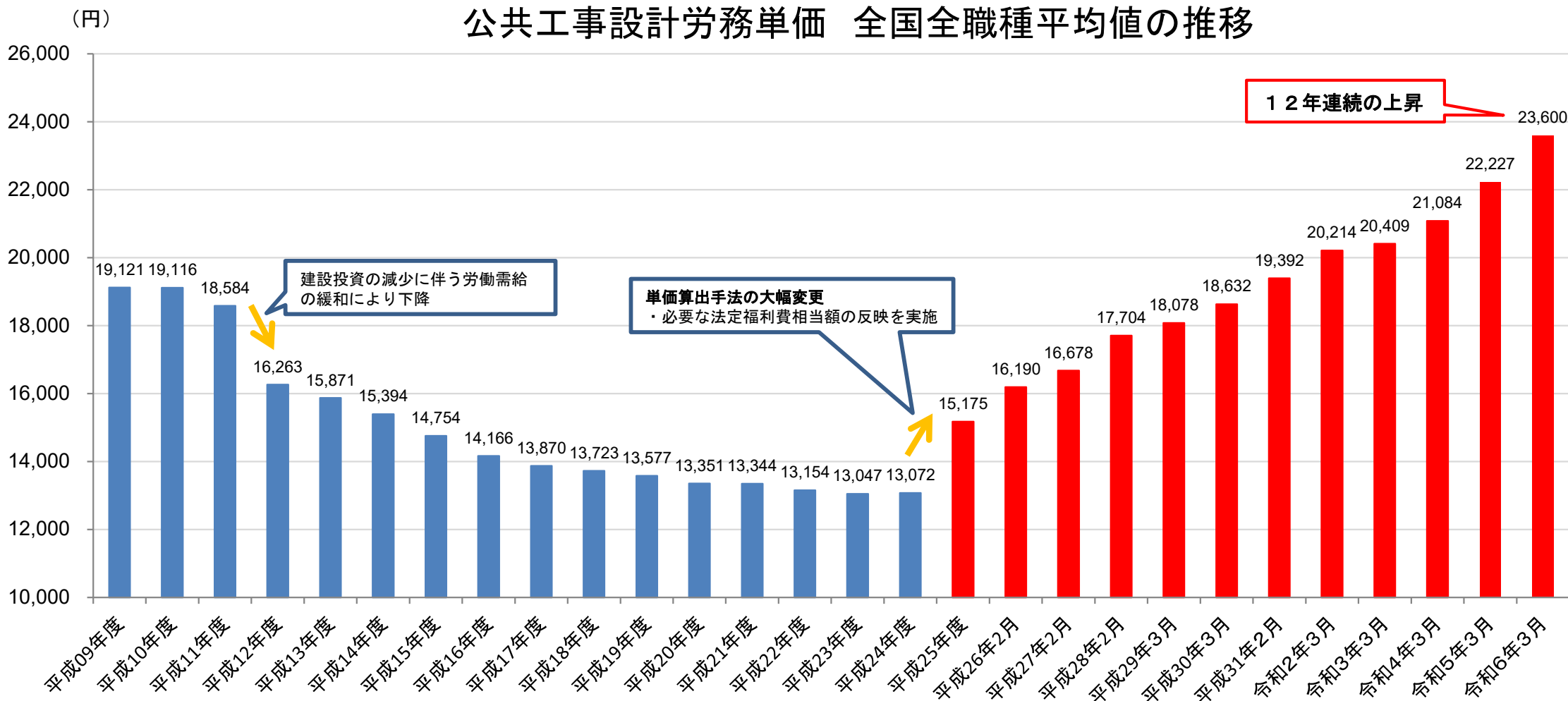
## 主要12職種

| 職種      | 全国平均値   | 令和5年度比 | 職種       | 全国平均値   | 令和5年度比 |
|---------|---------|--------|----------|---------|--------|
| 特殊作業員   | 25,598円 | +6.2%  | 運転手（一般）  | 23,454円 | +7.2%  |
| 普通作業員   | 21,818円 | +5.5%  | 型わく工     | 28,891円 | +6.6%  |
| 軽作業員    | 16,929円 | +6.3%  | 大工       | 27,721円 | +4.9%  |
| とび工     | 28,461円 | +6.2%  | 左官       | 27,414円 | +5.0%  |
| 鉄筋工     | 28,352円 | +6.6%  | 交通誘導警備員A | 16,961円 | +6.4%  |
| 運転手（特殊） | 26,856円 | +6.3%  | 交通誘導警備員B | 14,909円 | +7.7%  |

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

|        | H25                                                                                            | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | H24比   |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 全 職 種  | +15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9% |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | +75.3% |
| 主要12職種 | +15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2% |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | +75.7% |

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。  
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。  
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

## 無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

**皆様から提出して頂いた調査票のうち、  
「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。**

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保のためだけでなく、せっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### こんな理由で棄却されています!! (主なもの)

**就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない**

**調査票への記入事項の根拠となる資料がない**

例) 作業日報、出勤簿等 (過去一年分) 等



### 棄却されないためには・・・

**就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。**

**就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。**

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

■令和5年10月調査データ集

表－1 主な棄却理由別標本構成比率（都道府県別）

主な棄却理由

A：調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B：賃金台帳等に賃金の受領を証する押印（又は本人のサイン）がない。

C：就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。

| 地方  | 都道府県名   | 棄却理由<br>A | 棄却理由<br>B | 棄却理由<br>C | その他  | 有効標本  |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|------|-------|
| 北海道 | 1 北海道   | 7.7%      | 0.0%      | 7.3%      | 1.2% | 83.7% |
| 東北  | 2 青森県   | 3.2%      | 0.0%      | 2.7%      | 0.3% | 93.7% |
|     | 3 岩手県   | 4.3%      | 0.0%      | 2.9%      | 0.7% | 92.0% |
|     | 4 宮城県   | 2.2%      | 0.0%      | 2.6%      | 1.3% | 93.9% |
|     | 5 秋田県   | 0.7%      | 0.0%      | 1.1%      | 1.4% | 96.7% |
|     | 6 山形県   | 2.4%      | 0.0%      | 3.1%      | 1.4% | 93.0% |
|     | 7 福島県   | 1.8%      | 0.0%      | 11.1%     | 6.4% | 80.7% |
| 小計  |         | 2.5%      | 0.0%      | 3.7%      | 1.8% | 92.0% |
| 関東  | 8 茨城県   | 7.5%      | 0.0%      | 18.8%     | 1.1% | 72.5% |
|     | 9 栃木県   | 5.3%      | 0.0%      | 23.8%     | 1.6% | 69.2% |
|     | 10 群馬県  | 2.4%      | 0.0%      | 15.9%     | 1.3% | 80.4% |
|     | 11 埼玉県  | 18.1%     | 0.0%      | 10.1%     | 1.5% | 70.3% |
|     | 12 千葉県  | 11.0%     | 0.0%      | 17.6%     | 1.2% | 70.2% |
|     | 13 東京都  | 7.0%      | 0.0%      | 21.5%     | 1.9% | 69.6% |
|     | 14 神奈川県 | 8.2%      | 0.0%      | 19.7%     | 2.1% | 70.1% |
|     | 19 山梨県  | 2.1%      | 0.0%      | 23.5%     | 0.9% | 73.4% |
|     | 20 長野県  | 2.7%      | 0.0%      | 8.3%      | 0.4% | 88.6% |
| 小計  |         | 7.8%      | 0.0%      | 18.3%     | 1.5% | 72.5% |
| 北陸  | 15 新潟県  | 2.1%      | 0.0%      | 2.6%      | 0.5% | 94.7% |
|     | 16 富山県  | 4.6%      | 0.0%      | 5.5%      | 1.1% | 88.8% |
|     | 17 石川県  | 4.1%      | 0.0%      | 4.0%      | 1.3% | 90.6% |
| 小計  |         | 2.9%      | 0.0%      | 3.4%      | 0.8% | 92.9% |
| 中部  | 21 岐阜県  | 10.5%     | 0.0%      | 13.4%     | 1.3% | 74.8% |
|     | 22 静岡県  | 9.1%      | 0.0%      | 13.4%     | 2.4% | 75.1% |
|     | 23 愛知県  | 6.8%      | 0.0%      | 16.4%     | 2.3% | 74.4% |
|     | 24 三重県  | 6.7%      | 0.0%      | 16.7%     | 1.6% | 75.0% |
| 小計  |         | 8.2%      | 0.0%      | 15.0%     | 2.0% | 74.8% |
| 近畿  | 18 福井県  | 6.9%      | 0.0%      | 7.8%      | 1.1% | 84.2% |
|     | 25 滋賀県  | 11.2%     | 0.0%      | 24.7%     | 2.1% | 61.9% |
|     | 26 京都府  | 11.0%     | 0.0%      | 15.2%     | 3.0% | 70.8% |
|     | 27 大阪府  | 7.0%      | 0.0%      | 15.3%     | 4.3% | 73.5% |
|     | 28 兵庫県  | 11.2%     | 0.0%      | 19.4%     | 2.2% | 67.2% |
|     | 29 奈良県  | 12.6%     | 0.0%      | 21.6%     | 2.7% | 63.0% |
|     | 30 和歌山県 | 8.5%      | 0.0%      | 18.9%     | 0.9% | 71.7% |
| 小計  |         | 9.5%      | 0.0%      | 17.1%     | 2.5% | 70.8% |
| 中国  | 31 鳥取県  | 2.9%      | 0.0%      | 7.9%      | 0.3% | 89.0% |
|     | 32 島根県  | 4.3%      | 0.0%      | 2.8%      | 0.6% | 92.3% |
|     | 33 岡山県  | 12.4%     | 0.0%      | 8.9%      | 1.1% | 77.6% |
|     | 34 広島県  | 9.5%      | 0.0%      | 9.1%      | 1.1% | 80.2% |
|     | 35 山口県  | 8.4%      | 0.0%      | 13.2%     | 1.0% | 77.5% |
| 小計  |         | 7.8%      | 0.0%      | 8.2%      | 0.9% | 83.2% |
| 四国  | 36 徳島県  | 7.7%      | 0.0%      | 7.0%      | 1.1% | 84.2% |
|     | 37 香川県  | 7.5%      | 0.0%      | 8.4%      | 0.6% | 83.5% |
|     | 38 愛媛県  | 7.0%      | 0.0%      | 10.7%     | 1.5% | 80.8% |
|     | 39 高知県  | 6.9%      | 0.0%      | 2.7%      | 0.7% | 89.8% |
| 小計  |         | 7.2%      | 0.0%      | 6.6%      | 1.0% | 85.3% |
| 九州  | 40 福岡県  | 10.7%     | 0.0%      | 16.7%     | 0.7% | 71.9% |
|     | 41 佐賀県  | 6.0%      | 0.0%      | 7.7%      | 0.0% | 86.3% |
|     | 42 長崎県  | 7.1%      | 0.0%      | 16.6%     | 0.5% | 75.7% |
|     | 43 熊本県  | 6.7%      | 0.0%      | 10.5%     | 1.9% | 80.9% |
|     | 44 大分県  | 14.2%     | 0.0%      | 13.6%     | 0.6% | 71.6% |
|     | 45 宮崎県  | 0.4%      | 0.0%      | 15.3%     | 1.2% | 83.1% |
|     | 46 鹿児島県 | 0.2%      | 0.0%      | 7.4%      | 1.7% | 90.6% |
| 小計  |         | 6.9%      | 0.0%      | 12.9%     | 1.0% | 79.2% |
| 沖縄  | 47 沖縄県  | 9.6%      | 0.0%      | 15.2%     | 4.9% | 70.3% |
| 全国計 |         | 7.0%      | 0.0%      | 11.7%     | 1.6% | 79.7% |

表－2 主な棄却理由別標本数（経年変化－過去5年分）

|        |          | 標本数(人)：上段、構成比率(%)：下段 |         |         |         |        |
|--------|----------|----------------------|---------|---------|---------|--------|
|        |          | R01.10               | R02.10  | R03.10  | R04.10  | R05.10 |
| 調査対象標本 |          | 119,381              | 117,031 | 113,242 | 107,012 | 98,131 |
|        |          | 100%                 | 100%    | 100%    | 100%    | 100%   |
| 棄却理由   | 棄却理由A    | 9,488                | 8,443   | 7,717   | 7,217   | 6,834  |
|        |          | 7.9%                 | 7.2%    | 6.8%    | 6.7%    | 7.0%   |
|        | 棄却理由B    | 614                  | 0       | 0       | 0       | 0      |
|        |          | 0.5%                 | 0.0%    | 0.0%    | 0.0%    | 0.0%   |
|        | 棄却理由C    | 19,511               | 18,759  | 15,491  | 13,408  | 11,508 |
|        |          | 16.3%                | 16.0%   | 13.7%   | 12.5%   | 11.7%  |
|        | その他の棄却理由 | 4,462                | 4,601   | 2,040   | 1,778   | 1,548  |
|        |          | 3.7%                 | 3.9%    | 1.8%    | 1.7%    | 1.6%   |
| 有効標本   |          | 85,306               | 85,228  | 87,994  | 84,609  | 78,241 |
|        |          | 71.5%                | 72.8%   | 77.7%   | 79.1%   | 79.7%  |